

(照会代表窓口)
社会保険業務センター
企画調整課 杵渕、鈴木
電話直通 5344-1109

平成21年6月9日
社会保険庁

年金給付に関する事務処理誤り等について

<事案1>「年金額改定通知書」の出力の誤り

概要

平成21年度の年金額が改定された方々に対し、平成21年5月7日に「年金額改定通知書」を送付したところである。

今般、一部の方について、年金額に改定がないため送付不要であるにもかかわらず、送付していたことが判明した。

なお、実際にお支払する金額に影響はない。

原因

年金額改定の有無を判定するプログラムの誤り。

影響

563名

対応

対象者の方に対して、お支払する年金額に変更がないこと及び誤った通知書を送付したことについてお詫びするお手紙をお送りする。

<事案2>「ねんきん定期便」に同封している注意喚起文書の出力誤り

概要

社会保険庁では、本年4月から、現役加入者の皆様に「ねんきん定期便」を順次お送りしているところであるが、このうち、特に標準報酬月額を確認していただきたい方については、注意を要する記録を記載した注意喚起文書を同封している。

今般、このうち、一部の方について、当該記録の最終記録が「資格喪失」でないにもかかわらず「資格喪失」と印字されていたことが判明した。(別紙1、2参照)

なお、最終記録以外の記録、「ねんきん定期便」本体及びその他の同封物については正しく印字されている。

注：「ねんきん定期便」では次の内容をお知らせしている。

「ねんきん定期便」本体

年金加入期間、年金見込額、保険料の納付額、年金加入履歴、厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額及び保険料納付額、国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況

「ねんきん特別便」への回答の状況などに応じて、以下の文書を同封

- ・「あなた様の年金加入記録に結び付く可能性のある記録のお知らせ」
- ・「ねんきん特別便のご回答のお願い」
- ・「標準報酬月額に誤りのある可能性のある記録のお知らせ」

原因

印刷用データを作成するためのプログラム誤り。

影響

796名

対応

対象者の方に対して、お詫びのお手紙を同封して、正しく記録が表示されている注意喚起文書を送付する。

<事案3> 「時効特例給付支払決定通知書」の日付の誤り

概要

平成21年5月29日付で決定した時効の特例等に関する法律に基づく「時効特例給付支払決定通知書」の一部について、平成21年5月29日付で作成すべきところ、誤って平成21年4月30日付で作成し、送付していたことが判明した。

なお、支払対象期間、支払額等、その他の項目に誤りはない。

原因

「時効特例給付支払決定通知書」印刷用データ作成時における日付の設定誤り。

影響

32,000名

対応

先に送付した誤った日付の通知書は破棄していただくようお願いするお詫びのお手紙を同封して、正しい日付の通知書を再度お送りする。

＜事案2＞の「ねんきん定期便」本体の記載

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です
お示ししている金額が当時の実際の報酬と大幅に相違していないかご確認ください
(裏面の解説もご覧ください)

※ 旧3公社共済組合(JR, JT, NTT)及び農林共済組合の統合日前の保険料納付額は、ハイフン(ー)で表示されます。

＜事案2＞の「ねんきん定期便」に同封している注意喚起文書

あなた様の年金記録につきまして、特に確認していただきたいことが見つかりましたのでご確認をお願いいたします。

それは、今回のねんきん定期便においてお示しさせていただきました給与の金額（標準報酬月額）のうち、以下の期間について、あなた様の年金額を計算する際に使います給与の金額が実際とは違う金額に引き下げて訂正されている可能性があるからです。

つきましては、**朱書きでお示しさせていただいた部分の金額**について、特に、注意してご確認いただき、実際の給与の金額と見合ったものとなっているかどうかなど、その結果を同封しております「年金加入記録回答票」に記入して、必ず、ご返送いただきますようお願いいいたします。

なお、回答票の記入に関して、ご不明の点等がありましたら、

「ねんきん定期便 専用ダイヤルTEL0570-058-555」または最寄りの社会保険事務所にご連絡いただきますようお願いいたします。

一部のIP電話・PHSからは、「03-6700-1144」にお電話ください。

上記の標準報酬月額は、平成20年12月末時点の年金加入記録に基づき作成されております。